

各部局等の長 殿

理事・事務局長 関 靖 直

新型コロナウイルス感染症感染防止のための国内出張の自粛等
の取扱いについて（通知）

国内の移動及び海外渡航については、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道大学の行動指針（令和2年4月16日付け新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定）」に基づく行動指針のレベルごとの基本的行動及び各行動の運用・詳細に示しているところです。

国の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、各都道府県において段階的に行動規制の緩和が進められ、国内における人の往来が増加しつつある状況において、新型コロナウイルスの感染者数が増加している地域もあり、感染予防の観点から引き続き慎重な対応が求められております。

教職員が国内出張において在勤地外の都道府県に出張する場合には、移動先の感染状況を十分に確認するとともに、公共交通機関を利用する際は、乗車中の会話は控え、可能な限り混雑する時間を避ける等、感染防止対策を徹底することとし、移動先の感染状況に応じて、下記の取扱いとしますのでお知らせします。

記

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県への出張は、自粛を強く要請します。
2. 都道府県知事又は市区町村長から当該地域に居住する者に対して他の都道府県又は市区町村への不要不急の移動を自粛するよう要請されている都道府県又は市区町村への不要不急の出張は控えることを要請します。

総務企画部人事課厚生労務室 労務管理担当 内線 2398, 2399, 3216 E-mail syokuin@general.hokudai.ac.jp
--